

「村落 と 環境」

創刊号

2005年3月

村落環境研究会

創刊の辞

村落環境研究会は、2004年9月17日に大分県の天瀬温泉において、設立発起人会と設立総会を開催し、引き続き設立記念シンポジウム「市町村合併と入会林野」を開催した。本『村落と環境』誌はこの村落環境研究会の機関誌であり、以後、年1回の割でホームページ及び冊子の形で発行していく予定である。

ところで、村落は、地域自治組織として近世（中には中世）以来の古い歴史を持つ。このような村落の機能をもっとも象徴的に示すのが入会林野における土地・自然資源の持続的維持管理機能であろう。

しかし、入会林野は決して過去の遺物ではない。入会林野における土地・資源の持続的な管理の在り方は、自然環境の破壊や農林水産業の生産力基盤の荒廃の著しい現在では、これらの進行を抑制し、土地・資源の適正な管理の方策を求める立場から注目を集めている。地域環境や農林水産業の生産基盤の保全における地域自治組織の役割の重要性があらためて注目されているのである。

このように、農山村地域の土地・資源等の管理における地域的自治集団の構造と機能に関する議論の場の必要性が高まっており、村落環境研究会はそのような要請に応えるために設立されたものである。

村落環境研究会は、西日本入会林野研究会の解散を受けて、同研究会会員の有志等によって企画された。西日本入会林野研究会は、1975年に設立されて以来、毎年、年1回西日本各地でシンポジウムを開催し、入会林野近代化や生産森林組合に関する問題を幅広く取り上げ、その詳細な討論内容を「西日本入会林野研究会会報」に記録してきた。研究会は、毎回100名を超える参加者があるなど盛会であったが、近年は入会林野近代化事業の実質的な終焉に伴って運営が困難となり、2003年の山口大会を以て解散することになった。しかし同研究会の解散大会では、研究会の解散はやむを得ないが、村落に関する議論の場として新たな研究会を設立することが決議された。村落環境研究会の設立にはこのような経過を経てもいるのである。

村落環境研究会での議論は、西日本入会林野研究会がそうであったように、個人の立場で行われる。本研究会の発言に対しては、行政マンであっても行政責任を問われないのである。したがって、本『村落と環境』誌上の発言は、行政機関や事業団体の意見でなく、あくまでも個人の考え方であるという立場を堅持することにしたい。読者の皆さんのご理解をお願いしたい。

2005年3月

村落環境研究会理事長 堀 正 紘

村落と環境
(創刊号)

目 次

創刊の辞 会長 堀 正絢

シンポジウム「市町村合併と入会林野」

[個別報告]

市町村合併と入会林野（愛媛大学法文学部 矢野達雄）	1
市町村合併と入会林野（長崎県対馬支庁 林康弥）	9
北川町の入会林野（宮崎県北川町長 盛武義美）	15

[討論要旨] (司会：江渕武彦・高雄徳次)

(1) 質疑応答	18
(2) 討論要旨	18
市町村有林と市町村合併	19
財産区と地縁団体	19
生産森林組合と支援交付金	20

[入会相談会]

法人住民税問題	21
入会地の登記	22
入会農地の近代化	23

[投稿]

生産森林組合をめぐる2つの問題（森林誌研究所 堀 正絢）	25
------------------------------	----

[研究会記事]

設立趣意書・設立発起人名簿	39
設立発起人会議事録	40
村落環境研究会規則	41
第1回総会議事録	42

市町村合併と入会林野

愛媛大学法文学部 矢野 達雄

はじめに

一 近代日本の地方制度と入会林野

(1)江戸時代以前の入会林野の状況

(2)明治初年の地方制度

大区・小区制度

地方三新法

連合町村制

(3)近代的地方制度の導入-市制・町村制-

膨大な部落有林野が誕生

いわゆる「入会権公権論」(「旧慣使用権」、財産区)の登場

(4)部落有林野統一政策の展開

明治 43 (1910) 年内務・農商務両次官通牒

大正 8 (1919) 年有償条件付きの統一でも可

(5)部落の再評価と市制・町村制改正

部落会・町内会を市制・町村制中に規定

(6)地方自治法の施行と戦後町村合併

昭和 28 (1953) 年町村合併促進法制定、大規模な市町村合併が実施

(7)構造改革下の地方制度改革と市町村合併

二 市町村合併とそれに伴う諸問題

(1)市町村合併の 3 つのピーク

明治の大合併

〔制度〕……明治地方制度=市制・町村制、市町村は地方行政の基礎単位、

〔政治的意味〕明治地方制度=名望家自治の基盤（地方政治の安定化装置）

〔経済的意味〕地主制秩序、林野の経済的意味は大きい

〔合併の態様〕市制・町村制施行の前提、規模 300~500 戸、事実上強制

〔部落有財産のため用意した制度〕……財産区制度、旧慣使用権

昭和の大合併

〔制度〕……2 層の自治制度、市町村はその基底部分を構成

〔政治的意味〕保守政治安定の基礎

〔経済的意味〕林野は戦後復興のための貴重な資源、財産として意識

〔合併の態様〕事実上強制、行政執行に適正の規模、

〔部落有財産のため用意した制度〕……財産区（旧財産区・新財産区）

　　旧慣使用権制度の継続、財産区管理会の創設

平成の大合併

〔制度〕……地方分権改革の帰結？

〔政治的意味〕小泉構造改革の一環、「地方切捨て」政策（三位一体の改革

　　＝補助金・地方交付税の削減、自主財源の拡大は進まず）

〔経済的意味〕林業不況下、農山村の疲弊、過疎化・高齢化の進行、

〔合併の態様〕任意だが、飴（さまざまな特例）と鞭（交付税の削減）で誘導。規模は明示しないが、将来的には10,000人以下の自治体は淘汰

〔部落有財産のため用意した制度〕林野に対しては特別の制度を用意せず

（2）法的問題点

前提その1-部落（大字）では、法人格がないので、所有権登記ができない。

前提その2-入会権は、登記できない。

公権論と私権論の対立

① 財産区

私権論だと、部落（大字）の入会地（共有の性質を有する入会地）

公権論は、これを町村制（1899）で規定した、財産区であるとする。

② 旧慣使用権

私権論だと、部落（大字）の入会地（地役の性質を有する入会地）

公権論は、これを町村制（1899）で規定した、旧慣使用権であるとする。

（3）過去どのような事態が入会林野におこったか

明治の大合併

部落有財産（＝林野）の市町村財産への取り込み……強いて強行せず、

財産区へ移行したところは？

市町村への取り込みを嫌って、名義を変更した所も（神社・寺院名義、代表者名義、

　　共有名義、法人有その他）

一部事務組合の設立

部落有財産統一政策後、名義は市町村に寄付、ただし利用権は地元に
昭和の大合併

　　市町村への取り込み

　　新財産区の設立

　　地元への払い下げその他

（4）今回どのような事態が想定されるか

もと部落有地で現在は地盤所有権が市町村有となっている林野

（1）新たな市町村の財産に移行する、

（2）財産区財産とする、

（3）これを機会に地元地区（部落）に返還もしくは払い下げ

　　入会地・部落有地のまま管理してきた所

　　はたしてもちこたえられるか

（5）入会林野にとって何が問題なのか

① 地元部落と行政の基礎単位の乖離の拡大

② 法の形式と実態の乖離

③ 公権論と私権論

三 ケーススタディ

① 愛媛県五十崎町-町有林上の分収権のゆくえ

明治22年（1889）古田、大久喜2部落合併して五十崎村が誕生

明治32年（1899）造林事業担任保護組うまれる、村との間で分収契約（期限80年間）

明治38年（1905）第1次統一、

大正9年（1920）五十崎町、町制施行

昭和29年（1954）五十崎町に天神・御祓村を加える。

昭和54年（1979）80年の期限到来、30年間延長

平成17年（2005）内子町、小田町と合併し、内子町に

平成21年（2009）再延长期限到来？

② 北宇和郡広見町-町有林上の分収権割合の差で合併が頓挫

③ 宇摩郡土居町-財産区のまま存続

④ 愛媛県四国中央市（旧伊予三島市）-入会林野整備の希望？

⑤ 大阪府箕面市小野原地区-財産区か部落有かをめぐる争い
もと「共有地」などで登記

平成 10 年 箕面市は、錯誤を原因として「財産区」で登記

平成 14 年 錯誤を原因として「財産区」の登記を抹消、2名の共有名義で登記

環境保護・市民運動派……区画整理事業に反対、財産区であるとして
監査請求その後訴訟提起

箕面市・小野原部落……部落有財産であるとして応訴、

むすびにかえて

〔資料〕

○旧慣使用権

「町村制」（明治 21 年）

第83条 旧来ノ慣行ニ依リ町村住民中特ニ其町村有ノ土地物件ヲ使用
スル権利ヲ有スル者アルトキハ町村会ノ議決ヲ経ルニ非サレハ其旧慣ヲ改ムルコト
ヲ得ス

「地方自治法」（昭和 22 年制定）

第 209 条（現規定では第 238 条の 6） 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有
財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更
し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。
前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会
の議決を経て、これを許可することができる。

○財産区

「市制町村制」（明治 21 年）

第 114 条 町村内ノ区（第 64 条）又ハ町村内ノ一部若クハ合併町村（第 4 章）ニシテ
別ニ其区域ヲ存シテ一区ヲ為スモノ特別ニ財産ヲ所有シ若シクハ營造物ヲ設ケ其一区
限り特ニ其費用（第 99 条）ヲ負担スルトキハ郡参事会ハ其町村会ノ意見ヲ聞キ条例ヲ
発行シ財産及營造物ニ關スル事務ノ為メ区会又ハ区總会ヲ設クルコトヲ得其會議ハ町
村会ノ例ヲ適用スルコトヲ得

前条ニ記載スル事務ハ町村ノ行政ニ關スル規則ニ依リ町村長之ヲ管理ス可シ但区ノ出
納及会計ノ事務ハ町村長之ヲ分別ス可シ

「地方自治法」（昭和 22 年）

第294条 法律又は政令に特別の定があるものを除く外、市町村並びに特
別市及び特別区内の一部で財産を有し又は營造物を設けているもの（こ
れを財産区という。）があるときは、その財産又は營造物の管理及び処
分については、この法律中地方公共団体の財産又は營造物の管理及び処
分に関する規定による。

前項の財産又は營造物に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

前 2 項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出につ
いては会計を分別しなければならない。

「地方自治法改正」（昭和 29 年）

第 294 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区

内の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の配置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基づき市町村及び特別区内の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これを財産区といふ。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

昭和 40 年代の大坂府の通知-財産区有・部落有財産の取り扱いに関する-

昭和 42 年 7 月 20 日付け、各市町村長あて「財産区有・部落有財産等の管理及び処分の適正化について」（地第 708 号）

各市町村長殿

大阪府総務部長

財産区有・部落有財産等の管理及び処分の適正化について（通知）

最近、一部の市町村において、溜池・山林等のうちいわゆる部落有財産の処分をめぐつて、関係住民の紛争を招いている事例がみられるが、今後地域開発の進展に伴い、これら物件の用途廃止がすすむものと予想されるので、貴職におかれては、次の事項に十分留意し、財産の適法な管理・処分と計画的な土地理由に努められるようとくに通知します。

1 財産の法的性格に関すること

現行法制のもとでは、財産の所有形態は、国有・公有（府県・市町村有および財産区等特別地方公共団体有）および私有に分類され、「部落有財産」なるものは、慣習上の概念にすぎないものである。

この法上の所有区分を明確にしないままに、「部落有財産」を処分すると、元来私有（共有）財産であるにもかかわらず、市町村長が処分したり、あるいは財産区財産であるにもかかわらず、地方自治法所定の手続を経ず、地元住民の恣意により処分するなど、違法・不当な事態を招き紛争の原因となるものである。

については、この際、貴管内に所在するいわゆる部落有財産について土地台帳、不動産登記簿、地券、課税状況、権原移転の有無、市町村財産台帳への搭載の有無、古文書等によりその所有関係を明らかにされたい。

なお、「部落有財産」はいわゆるポツダム政令第 15 号（昭和 22 年 5 月 3 日昭和 20 年勅令第 542 号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件）により市町村に帰属したものと理解している向きもあるが、政令第 15 号でいう財産とは、昭和 18 年の市制・町村制の改正により市町村の下部組織として設けられた町内会、部落会等が市町村長の許

可を得て自己名義で保有した財産をいうのであって、通常の「部落有財産」は、通常此れに含まれないものである。

2 財産の管理に関する事項

いわゆる部落有財産のうち私的所有にかかる財産について、市町村長が管理処分権を有しないことはいうまでもないが、財産区財産と認められるものについては、その管理の権限と責任が市町村長にあることを十分理解し、下記の措置をとられたい。

(1) 未登記物件を登記することは勿論、不動産登記簿上、字持、村持、共有地等の表示になっているものについては、財産区名義に表示更正登記を行なうこと。

(2) 財産区財産の台帳を作成し、現況、異動状況を適確には握るとともに地方自治法第 233 条の規定にしたがい、決済の認定に際し財産調書等を議会に提出すること。

(3) その他財産区財産の管理に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、市町村有財産の管理に関する規定によること（地方自治法 294 条）。

(4) 財産の管理上必要があると認めるときは、地方自治法第 296 条の 2 の規定に基づく財産区管理会を設けること。

3 財産の処分に関する事項

公共用地の適地の絶対的不足と地価の高騰等により、市町村の公共用地の取得が非常に困難となってきている。その打開策としても、公有財産である財産区財産を積極的に活用する方策を検討するとともに、市町村総合計画のなかに財産区財産の占める役割を明確にし、財産区財産の計画的な土地利用をはかるべきである。

なお、財産区財産の具体的な処分にあたっては、次の方法・手続により措置されたい。

(1) 財産区財産は原則として当該市町村の公用又は公共用として活用することが望ましいが、やむをえず、民間に売却する場合でも処分後の土地利用についての設計図面等の必要書類を提出させ、市町村の土地利用計画に合致したものであるかどうか、またそれが各種法令に基づく許認可、確認等のなされる見込みのあるものかどうかを検討すること。

(2) 財産区財産上にある旧慣使用権を廃止する場合は、地方自治法第 238 条の 6 の規定に基づき、議会の議決を得るとともに、旧慣使用者の同意を得ること。

(3) 財産区財産の処分については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法中市町村の財産処分に関する規定によること（地方自治法第 294 条第 1 項）。

なお、財産区財産の全部又は一部の処分であって、当該財産区の設置の趣旨を逸脱する虞れのあるものとして、政令で定める基準に反するものについては、知事の許可を必要とする（地方自治法第 296 条の 5 第 3 項、同法施行令第 218 条の 2 第 1 項）ので、財産処分の際は、あらかじめ知事（地方課）への内協議を励行すること。

(4) 財産区財産の処分については、財産区の住民の福祉を増進するものであることは勿

市町村合併と入会林野

長崎県 対馬支庁 林業課 林 康弥

論、同時に市町村との一体性をそこなわないようにしなければならないものである（地方自治法第296条の5第1項）ので、処分代金は、当該地区の公共事業等に充当するほか、市町村全体の経費にも充当すべきものであること。（処分代金の2～3割を市町村一般歳入とするのが通例である。）

(5) 財産区財産上にあった諸権利を排除するため、補償を必要とする場合には、当該補償理由および補償額の積算を明確にすること。

(6) 財産区財産の処分代金のすべてを、必ず市町村の歳入予算に計上するとともに当該処分代金を地区公共事業費諸権利の補償等に充てる場合にも必ず歳出予算に計上すること。

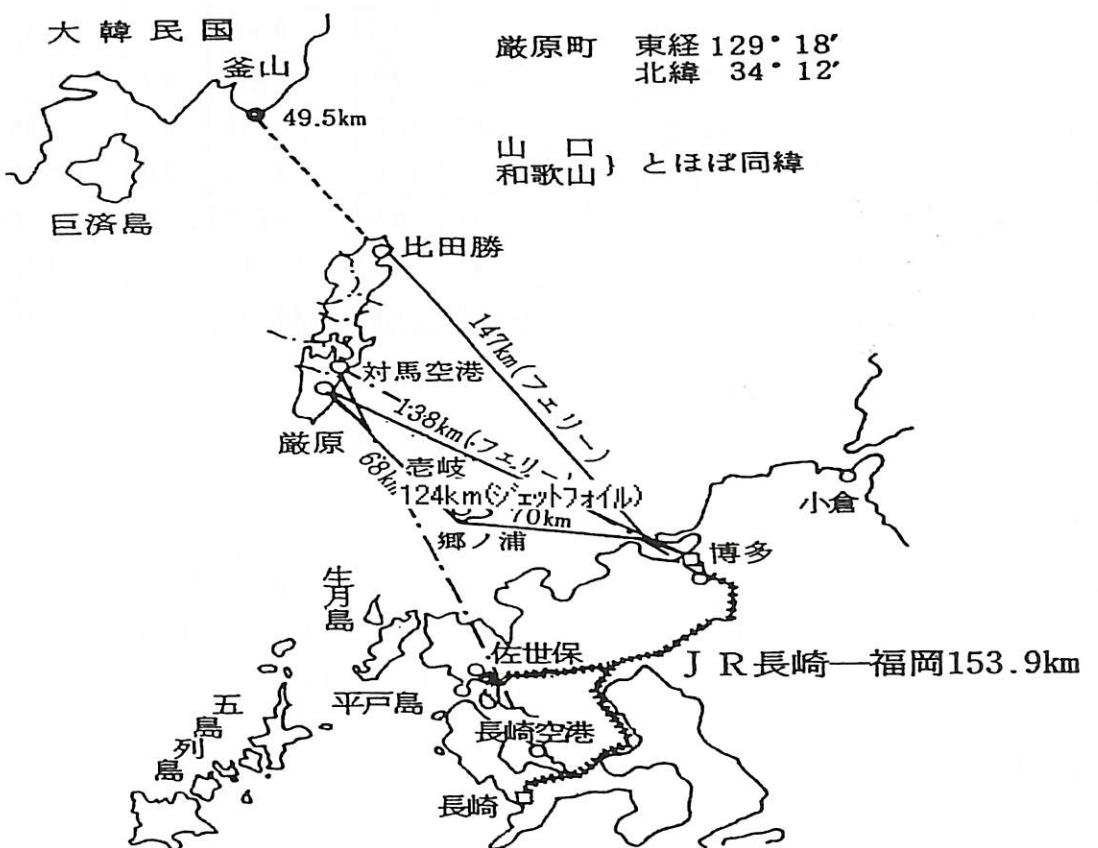
なお、この場合財産区の収入及び支出については、市町村の会計とは分別すること。

I. 対馬の概要

1 地勢

(1) 位置

対馬の位置及び航路空路図



(注) 図中の距離は運輸省へ申請の営業距離数で記載

(注) 図中の距離は国土交通省へ申請の営業距離数で記載

(2) 面積 708.47 km² (全国離島第3位の広さ：佐渡島、奄美大島に次ぐ)
東西約18km 南北約82km

(3) 海岸線 約915km

(4) 山岳 最高峰 矢立山 (厳原町) 標高648.5m

(5) 河川 45河川 (39水系)

(6) 島数 本島及び107 (うち有人島5) の小島

(7) 土地利用状況 (平成14～15年 第50次農林水産統計年報、平成14年度長崎県の林業統計)
(単位：%)

区分	耕地			森林	その他
	田	畠	計		
対馬島	0.9	0.6	1.5	88.9	9.7
長崎県	5.8	6.5	12.3	57.6	30.1

2 人口

(1) 推移

対馬の人口は、藩政期には3万人、明治末期で5万人、昭和15年で5万7千人、その後昭和35年(ピーク時)には69,556人まで増えたが、その後減少に転じ、平成12年の国勢調査では41,230人とピーク時の59.3%となっている。

*人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

	35年	60年	2年		7年		12年		
			伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	
厳原町	23,472	18,044	-2.3	17,343	-3.9	16,367	-5.6	15,485	-5.4
美津島町	12,812	9,238	-4.7	8,905	-3.6	8,607	-3.3	8,423	-2.1
豊玉町	7,950	5,402	-6.7	5,281	-2.2	5,035	-4.7	4,705	-6.6
峰町	6,032	3,805	-11.0	3,402	-10.6	3,119	-8.3	2,897	-7.1
上県町	8,547	5,719	-9.3	5,102	-10.8	4,743	-7.0	4,494	-5.2
上対馬町	10,743	6,667	-16.1	6,031	-9.5	5,642	-6.5	5,226	-7.4
管内計	69,556	48,875	-6.9	46,064	-5.8	43,513	-5.5	41,230	-5.2
長崎県	1,760,421	1,593,968	1.4	1,562,959	-1.9	1,544,934	-1.2	1,516,523	-1.8

(2) 高齢化率

65歳以上人口は、昭和35年の3,828人に対し、平成12年の国勢調査では9,395人(245.4%)となっている。

*高齢者比率の推移(国勢調査)

(単位:%)

区分	S35年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
対馬	5.5	9.5	10.7	12.0	14.6	18.4	22.8
長崎県	5.8	9.5	10.7	12.1	14.7	17.7	20.8

3 産業

(1) 概要

就業構造でみると、第3次産業の56.5%、第1次産業の23.9%、第2次産業の19.6%の順である。第1次産業の中でも漁業が19.7%を占めており、漁業が対馬の基幹産業であることを示している。

*就業構造(平12国勢調査)

(単位:人、%)

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
対馬	4,832	3,965	11,419	3
構成比	※ 23.9	19.6	56.5	0.0
長崎県	67,198	165,956	466,197	2,74
構成比	9.6	23.6	66.4	0.4

※うち漁業 19.7%(3,992人)

(2) 農業

耕地面積は1,032ha、農業算出額は7億8千万円で米、野菜、畜産が中心である。

*農業算出額(農林水産統計年報)

(単位:百万円)

H5年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年
1,130	980	972	887	971	930	880	840	780

(3) 林業

森林面積は63,218haで総面積の約9割を占め、森林資源に恵まれている。

私有林が77%を占め、所有規模が県下で最も大きい(平均20ha)が、農林漁業の兼業が多い。

林産物は、木材(杉、檜)及び県内の99%を生産する乾しいたけが中心である。

<木材>(対馬支庁林業部調他)

(単位:百万円)

	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
生産額	656	508	438	477	412	313	316	298	392

<乾しいたけ>(対馬支庁林業部調)

(単位:百万円、トン)

	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
生産額	898	656	705	692	688	485	487	520	418
生産トン数	272	187	181	182	191	173	162	145	113

(4) 水産業

水産業は対馬の基幹産業であり、県生産額の53%を生産するイカ釣りを中心にブリ、タイ漁が盛んである。また、全島地先で定置網が行われており、浅茅湾では真珠養殖が盛んである。

*生産額(農林水産統計年報)

(単位:百万円)

	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年
一般漁業	19,801	17,671	17,434	17,919	16,961	16,561	14,476	13,055
海面養殖業	10,775	9,423	7,676	11,756	11,007	10,073	9,012	6,120
合計	30,576	27,094	25,110	29,675	27,968	26,634	23,488	19,175

II. 市町村合併

- 律令制：対馬国、江戸時代：対馬藩(宗家10万石)
- 明治の廃藩置県：厳原県 → 伊万里県 → 佐賀県 → 長崎県
・ 一体的な地域を形成し、経済文化・日常生活の面でも深い結びつきを有する。
- 明治11年郡区町村編成法：2郡108村
- 明治22年市町村制の施行なし(明治21年町村制ヲ施行セサル島嶼指定ノ件)
- 明治41年島嶼町村制：1町12村
〔上下県郡総町村組合設立：模範林造成、対馬全地域の振興(学校の設立、道路の整備、航路の確保、医療、福祉、地域防災、人材育成等)に寄与〕
- 大正7年島嶼町村制廃止
- 昭和28年町村合併促進法：30～31年 → 4町2村
- 平成11年6月：対馬島地方分権・市町村合併等調査研究会
(対馬島の豊かで活力にあふれた地域づくりに資するため、6町の町長・議長及び県の地方機関の長をメンバーに、地方分権・市町村合併・広域行政について町と県が一体となって調査研究を行う組織が必要)

(1) 島民意識調査

- ・アンケート対象：対馬島の在住者 1,534人（無作為抽出）
- ・有効回答数：731通（有効回答率48%）
- ・調査結果の概要

① 市町村合併の必要性

「すぐにでも必要 25%」「近いうちに必要 19%」
「いざれは必要 29%」・・・「必要」が73%、⇨「不要 12%」

② 一番望ましいと考える市町村合併の組み合わせ

「6町合併 21%」「郡単位（3町）の合併 26%」「2町ずつの合併 25%」

(2) 市町村合併効果等検討

- （各町・県地方機関担当課長、議長会・町村会事務局長等で構成のワーキンググループ）
- ・職員、議員、福祉、保健衛生、環境衛生、商工、水産、農林、教育等63の行政項目のメリット、デメリットの解決策：合併パターン（① 6町 ② 郡単位 ③ 隣町2町 ④ 人口規模を均等かつ町数を最小→2町と4町）に順位付け
 - ・6町合併の第1位が50項目と他のパターンを大きく引き離す。

- 平成12年4月：対馬6町合併協議会設置準備会（5月：郡住民説明会）
- 平成12年8月：対馬6町による法廷合併協議会設立
- 合併協議会における主な協定項目
 - ・合併の方式：新設（対等）合併（支所機能の充実）・新市の名称：対馬市
 - ・合併の期日：平成16年3月1日・事務所の位置：厳原町大字国分 1,441
- 平成14年6月：6町議会の議決、10月：県議会の議決
- 平成16年3月：対馬市誕生「アジアに発信する歴史海道都市 対馬」
 - ・対馬が歴史的に果たしてきた国際交流の役割：「国境の島として地域の特性を活かした『国づくり』、悪戦苦闘したが、合併は間違っていなかった。一朝一夕で国づくりはできない（新市長談）

III. 森林の現況

1. 土地利用の現状

（単位：ha）

市町名	総面積	耕 地			森 林			その他	
		田	畠	計	国有林	民有林	計		
厳原町	17,559	224	109	333	2,627	12,842	15,469	88%	1,757
美津島町	12,006	67	67	134	384	9,980	10,364	86%	1,508
豊玉町	7,522	66	68	134	9	6,550	6,559	87%	829
峰 町	7,244	80	45	125	1,098	5,426	6,524	90%	595
上県町	15,771	175	76	251	442	14,051	14,493	92%	1,027
上対馬町	10,759	12	43	55	652	9,155	9,807	91%	897
対馬市	70,861	624	408	1,032	5,214	58,004	63,218		6,611
構成率	100%	1%	1%	1%	7%	82%	89%		9%
長崎県	409,357	24,700	27,400	52,100	25,288	218,476	243,764		113,493
構成率	100%	6%	7%	13%	6%	53%	59%		28%

2. 民有林の森林構成

（単位 面積：ha 材積：立木：千m³, 立竹：千束）

市町名	区分	立 木 地			竹林	未立 木地	伐採 跡地	計
		人工林	天然林	小計				
厳原町	面積	4,828	38%	7,761	12,589	101	136	16 12,842
	材積	1,107		993	2,100	83		
美津島町	面積	2,821	28%	7,048	9,869	47	59	5 9,980
	材積	703		847	1,550	38		
豊玉町	面積	1,666	25%	4,843	6,509	15	21	4 6,549
	材積	447		580	1,027	11		
峰 町	面積	1,730	32%	3,617	5,347	20	55	4 5,426
	材積	485		412	897	16		
上県町	面積	5,068	36%	8,841	13,909	30	102	10 14,051
	材積	1,557		1,215	2,772	26		
上対馬町	面積	3,378	37%	5,711	9,089	34	29	4 9,156
	材積	944		735	1,679	33		
対馬市	面積	19,491	34%	37,821	57,312	247	402	43 58,004
	材積	5,243		4,782	10,025			
※ 天然林の内 しいたけ原木林 18,305								
長崎県	面積	90,901	42%	116,565	207,466	3,242	7,460	131 218,299
	材積	22,937		12,844	35,781	3,107		

3. 経営区別森林面積

区分	市町名	厳 原	美 津 島	豊 玉	峰	上 県	上 対 馬	対 馬 市	構 成 %
国 有 林	国有林	2,083	209	9	930	442	555	4,228	6.7
	官行造林	537	72		168			777	1.2
	その他	8	103				98	209	0.3
	計	2,627	384	9	1,098	442	652	5,214	8.2
民 有 林	県有林	48	7			213	147	415	0.7
	県行造林	368	144	57	176	98	110	953	1.5
	小計	416	151	57	176	311	257	1,368	2.2
	契約	2,027	1,243	721	635	1,586	987	7,198	11.4
社 造 林 地	造林地	1,697	928	493	460	1,080	675	5,333	8.4
	市町村営林	74	249	80	209	94	210	916	1.4
	総町村組合		190					190	0.3
	その他私有林	10,325	8,147	5,692	4,406	12,060	7,701	48,332	76.5
合 計		12,842	9,980	6,550	5,426	14,051	9,155	58,004	91.8
合 計		15,469	10,364	6,559	6,524	14,493	9,807	63,218	100

1. 市町村合併と林野

- 藩政時代は宗家の所領地、廃藩置県を経て旧来より管理利用（木庭作等）していた集落本戸集団に払い下げられる。
※木庭作：山を焼き、その灰を肥料として麦、粟、蕎麦を2～4年作付けし、雑草が繁茂してきたり、肥沃土が落ちると場所を移動し、10数年で一回りして同じ場所に戻ってくるが、収量は良くなく戦後の食糧難が解消されると自然消滅（昭和36年頃）。
- ※本戸制度：本戸群を中心とする村落共同体組織、旧藩政時代以前の村落制度。
本戸：耕地の独占的私有、山林の共有、海面地先権の総有を認められた者分家：本戸から分かれ、本戸株を持たない者
寄留：外来の移住者
- 市町村有林は1.7%とわずか、部落有林野統一（明治末期から昭和初期）は行われなかった。
 - ・ 国有林野売り払いによる町村有林育成と総町村組合（一部事務組合）による育林
- 昭和30～31年の町村合併：2町11村 → 4町2村
 - ・ 入会地的・実質部落有的な町村有林はほとんど無く、合併に伴う林野の帰属問題はあっていない。
- 平成の市町村合併：行政強化、地方分権の推進
 - ・ 6町（総町村組合含む）の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

2. 入会林野整備

- 戦前における対馬は国境要塞の島で、森林資源をはじめ道路港湾なども軍事目的のものが多く、今日のような地域総合開発は行われていなかった。
戦後になって、総合開発を目指したが、離島振興法が成立するまでは幹線道路の未開通箇所が多く、支線なども殆ど開通していなかった。また、産業の源泉は海で森林は開発が遅れ、主な林産物は木炭と薪であった。
- 昭和34年対馬林業公社の設立：共有林野等の新たな林業経営の方向
 - ・ 水産業の他に見るべき産業が無く、将来の基幹産業として林業に着目
 - ・ 人工林率11% → H15年度末現在34%内公社9%
- 昭和48年入会林野整備事業開始
(県：S31～35年度入会林野実態調査、S41年入会林野近代化法公布後整備事業実施)
平成15年度末

・ 整備済	22集団 (12生産森林組合)	1,564ha
・ 整備中	12集団	3,899ha
・ 未整備	23集団	2,109ha
- 入会林野のほとんどが記名共有名義（官行造林：市町村名義）
 - ・ 共有名義人の大部分が入会権利者の先代、先々代もしくは更にその先代。
 - ・ 共有者は原則として村落内の本戸のみ（「本戸集団の総有に属する林野」）後継者がいる場合は次男、三男や他家からの養子が家を継ぎ本戸制度を維持。
 - ・ 私権化された山林を含めて山林のほとんどは本戸に属する者が権利を有しており、分家・寄留者が所有する山林は終戦時までほとんど無かった。
- 新市の入会林野整備業務は各支所で担当

北川町における入会林野

宮崎県北川町 盛武義美

宮崎県の一番北の大分県と接する北川町の町長の盛武です。北川町は昔から多くの部落有林野が存在しており、入会林野整備は私が職員の時代からタッチしていた。町長になった後も問題はたくさんあり、ここにおいての中尾先生、今年退官されました九大の堺先生、ともに大変北川町はお世話になっている。

明治になり国の役人が国有地編入の調査に入った時に、県北は当時の延岡藩家老の小林健一郎という方が政府から来た調査班を追っ払ったと言うことで、宮崎県北は非常に民有林が多いと言う話がある。この小林健一郎という人は後に宮崎県議会の議長までされた方であり、この人の記念碑は延岡の愛宕山の所に胸像が建てられている。

北川町は非常に面積が広く28,000haあり、国有林は3,550ha、民有林は12,930haでこのうち地元の人たちが所有するのが7,090haで、生産森林組合は5,500haを持っている。生産森林組合は直営林2,900haを経営している。部落有林で村有林に統一された面積は資料では926haとなっているが、私の調査では1,240haである。

本日は私と役場の農林振興課長と担当職員、そして本町には生産森林組合が14組合あるが、そのうち野12組合長が出席している。今日のシンポジウムは、私たちにとってなんとタイミングの良い催しかとの思いがしている。

なぜかと言うと、目下、北川町は市町村合併を延岡市と北方町、北浦町の1市3町で進めているからである。町では私のところが一番面積が広い。延岡市も昭和の合併で周辺を合併したので北川町とほとんど変わらない。また、生産森林組合が14組合もあるのは県内でも北川町だけだ。今までの生産森林組合設立の指導に対して、地元の組合員の満足度は70%程度ではないかと思っている。

市町村合併の説明会等において時々町有林野をどうするのかの意見が出されることがある。一般的には新市に持つて行かざるを得ないと考えもあるが、昭和の合併の際隣村では村有林を全て持つて合併したが、周辺部ではいろんな施策が不徹底であり合併の効果はなかったし、恩典もなかったとの声も聞こえてくる。だから町有林の問題を本格的に検討するためこの資料をつくった。今後、町有林をどうするか各地区に問い合わせていくつもりだが、関係者の多くが出席しているので話がしやすい。本日の会議は北川町のために開かれたのではないかと期待している。

現在、三位一体の改革で県、市町村の全国組織ではこれだけの補助金を削っても構いませんといっているが、これは危ない話ではないかと思っている。特に公共工事など北川町は必要としているが、補助金に変わって税源移譲となることに対して県の方針も判らず非常に心配している。

新市合併のシミュレーションでは1市3町分の予算を新市が吸収した後、旧町に流れてくる予算は現行の半分以下になると予想している。これではきめ細かな施策は周辺部には及ばなくなる。特に農林業に対するサービスは全く見当がつかない。だから町有林問題は、

宮崎県北川町の入会林野

地区名	総面積 (ha)	総面積に対する割合	人口	世帯数	平地面積 (ha)	山林面積 (ha)	地元／山林 (ha) (%)	生産森林組 合(ha)	うち直営 (ha)	直営／所有 林(%)	村有続一 面積	備考
下塙	4,292.28	15.33%	207	81	39.14	3,951.09	2,483.70 62.86%	713	507	71.1%	66.28	S2.8.6下塙門中より
松瀬	377.10	1.35%	103	28	12.15	439.12	388.42 88.45%	433	276	63.7%	46.15	S2.8.6松瀬門中より
葛葉	1,399.35	5.00%	72	31	8.16	1,212.60	621.28 51.24%	372	69	18.53%	61.51	S2.8.4松瀬門葛葉組中より
瀬口	2,652.61	9.48%	508	177	62.34	2,212.70	1,685.73 76.18%				106.61	S2.8.5瀬口門中より
深瀬	1,645.06	5.88%	443	126	33.34	1,477.76	1,067.04 72.21%	900	461	51.22%	15.05	S2.8.6深瀬門中より
熊田	96.36	0.34%	427	137	9.24							
白石	1,685.12	6.02%	375	120	16.66	1,541.65	846.26 54.89%	583	295	50.60%	47.21	S2.8.9木原作市外より
深崎	814.62	2.91%	60	28	5.16	654.66	258.77 39.53%	111	30	27.03%	38.14	S2.8.12八戸門中より
八戸	1,607.15	5.74%	112	49	10.91	1,724.67	562.63 32.69%	110	110	100.00%	10.28	S2.8.12八戸門中より
下赤	1,188.90	4.25%	91	34	7.67	1,013.59	542.97 53.57%	640	356	55.63%	12.7	S2.8.5下赤門中より
上赤	1,588.39	5.67%	142	46	20.94	1,401.21	1,130.84 80.70%	272	119	43.75%	52.18	S2.8.12上赤門中より
柳子川	2,774.83	9.91%	119	51	30.92	2,770.86	1,136.38 41.01%				92.03	S2.9.17柳子川門中より
(固有林)	3,506.03	12.53%										
家田	1,244.91	4.45%	378	115	57.33	1,033.80	773.40 74.81%	254	132	51.97%	161.57	S2.8.18長井村中より
川坂	690.53	2.47%	404	114	67.91	545.46	350.33 64.23%	210	118	56.19%	187.53	S2.8.19長井村中より
飛石	1,445.51	5.16%	520	166	37.80	1,331.60	627.98 47.16%	502	336	66.93%	28.77	S2.8.20長井村中より
本村	313.13	1.12%	340	148	39.56	273.24	242.72 88.83%	147	27	18.37%		
俵野	669.80	2.39%	483	153	40.50	640.07	621.97 97.17%	289	128	44.29%		
合計	27,991.68	100.00%	4,784	1,604	499.73	22,224.08	13,340.42 64.09%	5,536	2,964	51.38%	926.01	(平均)

合併するにしてもしないにしても整理する必要がある。林業は不振とは言いながら伐採はどんどん進んでいる。価格は上がらないという問題もあるが林野は大事である。

合併問題で頭を痛めているが大きな国の施策の中で地方の末端の山村地帯が本当にプラスかマイナスかを考えて行動する必要があると痛感している。

自分の思うところを、きちんと県を通じて国に対して申し上げながら、行き詰まつときは本日のようなシンポジウムで問題点をとりあげていただく。過去にも生産森林組合の従事割り配当等税制を取り上げていただき、国に対し私たちの要求が通ったという例がある。

[討論要旨]

(1) 質疑応答

矢野報告に対する質問

(佐賀県生組協) 昭和28年の合併の時に部落有林財産を北山財産区とした。今回の合併にあたり、財産区として残すか、新市に全面に任せるか迷っている。市は、分収率もそのままでいいから、財産区として管理してくれと考えているようだ。

(堺) 分収率の点で町村合併が頓挫したとあるが、具体的にどれぐらい分収率の差があったのか。

(矢野) 広見町は地元が7割、町が3割だが、松野町の町有林での分収率は50%ずつ。広町の分収率は高すぎる。松野町の水準まで引き下げろと言ったところで物別れになったと聞いている。

林報告に対する質問

(大山生産森林組合) 対馬では12の生産森林組合が設立されているが、新市になると土地の地番や事務所在地の更手続きが必要か。

(高尾) 町村合併による生産森林組合の変更登記は次のとおり。

- ① 模範定款第3条組合の名称については、名称を変える必要はないが、名称を変更したいときは、通常の定款変更と登記手続きにより行う。
- ② 模範定款第4条の組合の地区の変更については実質旧町のままで変更がなければ、定款変更の必要はなく登記も変える必要はない。
- ③ 第5条事務所の所在地の変更はみなし規定で対応可能。変えたいときは次回の定款変更時に併せて行う。
- ④ 模範定款第15条2の別表 組合員の住所、土地の表示の変更は必要なし。
- ⑤ 組合変更登記に関する事項については、理事の住所変更登記が必要。
- ⑥ 所有権の表示に関する事項については、名義人の住所については所有権登記名義人表示変更登記が必要（登録免許税は非課税）。

(大山生産森林組合) 入会整備によって成立した生産森林組には細かいところまで指導が欲しい。

盛武報告に対する質問

(矢野) 町村合併の日程は。

(盛武) 04年10月24日に1市3町による最終の法定合併協議会が開催される。新市のあるべき姿である新市建設計画は国のマニュアルに沿った非常に抽象的なので、これでいいのかと疑問があり心配している。

(2) 討論要旨

各報告の論点

(司会 江渕) 各報告の論点を整理すると次のとおり。

矢野報告では、市町村合併によって部落有林、いわゆる入会林野においてどのような事態

や問題（重要なのは財産区の問題）が起きるかが指摘された。登記簿表題部に大字〇〇、〇〇村、総持〇〇等とある場合、財産区的財産と見る向きが多い。

林報告は、糸余曲折があったものの比較的スムーズに行われた市町村合併の例だ。対馬では、部落有林統一に基づく市町村有林が存在しないことが、合併のスムーズさと関係している。ほとんどが記名共有名義であるため、財産区と解釈する余地がなかったのであろう。

盛武報告は、北川町長として市町村合併の問題点が示された。それは部落有統一による町有林面積が大きいが、合併によりこれらがどうなっていくのかの問題がある。

市町村有林と市町村合併

(枚田) 対馬の場合、ほとんどが記名共有名義、官行造林は町名義あるが、官行造林には入会権は残っていないか。北川町の場合、部落有統一の町有林に対する地域住民の権利関係、利用関係の約束事はどういう形で残されているのか。市町村合併でどのように新市へ引き継がれるのか。町名義ではうまく引き継がれない危険性がないか。

(林) 官行造林の中には名義上は市町だが、実質入会林野や共有地も一部含まれる。これらについて町は実質的な土地所有者と、分収金の再配分及び官行造林契約解除後、本来の土地所有者に返還すること等の契約を結んでいる。このような契約は旧町村の時代に締結され、現在の町に引き継がれ、今回の合併でも新市に引き継がれているものと思われる。

(盛武) 実質部落有については99%入会林野整備を行ってきた。一部洩れがあり二番煎じのかたちで入会林野整備をすすめているが新市にうまく引き継げるか心配もある。

(江渕) 北川町の1200haを超える部落有林野統一は条件付統一ではなかったのか。

(盛武) 北川町の古い資料によると、林野の所有区分について大正末期から昭和にかけて大きく3つに区分されていた。①部落有は記名共有、②条件付統一地5～6000ha（入会林野整備により生産森林組合有）、③町の直営林、の3つであるが、②の条件付統一はほとんどない。但し、直営林登記名義の中には〇〇門とか総代〇〇とかが残っているが、地元の利用権の問題はない。

(江渕) 町有林については直営林で無条件統一地だけで、1市3町の合併計画にあたり地元部落との調整はないと言うことか。

(盛武) その通り。市町合併にあたり、法定合併協議会での確認で町の財産は新市に引き継ぐという確認をしても法的には効力はない。町が存在する限り財産の処分は自由というのが地方自治の原則だからだ。合併まで時間があり自分の財産はどのようにするかの議論を重ねている。

財産区と地縁団体

(中尾) 北九州市のある地区で県行造林を設定するとき部落の名前では出来ないので大字名義で登記したが、分収する時になって財産区か部落共有地で裁判になった。結局、部落が勝ったが問題となった。宮崎県の各地にもあると思うが、市町に名前を貸す例があった。特に官行造林は、昭和33年に公有林野等官行造林法に変わり必ずしも市町村でなくてもよくなつたが、それ以前は出来なかつた。名前を借りただけと言っても、合併により市、区と組織が大きくなれば担当者は信じないことになる。また、農林行政に関して大型合併は不利になることが多い。

市町村合併に向けて市町村有林野を売り払う、その受け皿に地縁団体を考えられている。生産森林組合を作れと助言して、毎年5万円の住民税を払うことになったと恨まれている。毎年住民税を払って生産森林組合にするか、山林所得に目をつぶって地縁団体にするか問題になる。

(本郷) 岡山県で、入会権はなかったが、町有林を合併の際地元に返すということで、払い下げ(有償か無償か不明)の受け皿に地縁団体を考えるという動きがあった。このような事例は全国的にたくさんあるのではないか。市町村有でも合併時には財産区とすることが出来るので危惧している。

(矢野) 北川町の例では延岡市等との合併に際し新市に林野を提出したくなければ、北川町の単位で財産区を設立できる。北川町以前の旧町毎には出来ない。

(中尾) 財産区を設置出来るのは財産を所有しているものがあったときだけで、新たに取得したものは出来ない。例えば国有林野の払い下げによる財産区は出来ない。

(重石) 昭和15年日田町と周辺5か村が合併して現・日田市が誕生した。その時日田町は推進の立場から町有林を新市に引き継いだ。高瀬村は旧村で高瀬植林組合を作り、官行造林もそのまま残したが、その後、生産森林組合に一本化した。

昭和30年の日田市周辺合併時、新市への統合を嫌って、記名共有として旧町村に残したところは数年するうち相続関係が出て面倒となり、入会林野整備により生産森林組合を設立した。

生産森林組合と支援交付金

(本郷) 生産森林組合には林業経営をする団体になってほしい。法人住民税に関していえば「森林整備地域活動支援交付金」をうまく使ってほしい。林野庁は地縁団体を是とは考えてない。

(豆田) 佐賀県では生産森林組合が地縁団体に移行する傾向が強くなった。理由は住民法人税や登記手数料である。富士町では25の生産森林組合のうち14が地縁団体になった。

交付金制度については、生産森林組合は交付金収入を計上するが、地縁団体はもらったままという矛盾がある。入会整備で生産森林組合の設立を進めながら、今度は地縁団体への移行を何の抵抗なく許可している。現在、町から育林助成金というかたちで税金の相当額の助成を受けているが、市町村合併後は出来ないと思う。

(大分日田地区生森協) 生産森林組合は守っていこうという意欲に燃えているが、税金が大きな荷物になっているのは事実だ。1昨年の大分県林業振興大会の林野庁のあいさつで、新しい林業経営では森林組合の育成強化を最重点としており、生産森林組合も手がけていくとの話があった。新しい生産森林組合の生き方について話を聞けたらと思う。

(本郷) 生産森林組合は行政が設立させ、育成しようとしたことは事実だ。組合の経営状況、運営上のネック等について考えるだけのデータがない。現在、検討の足がかりになるものを作ろうとアンケート調査を実施しており、調査をもとに将来どうすべきかを考えたい。

しかし、存続し得ない生産森林組合まで無理に引き伸ばす必要があるか、14年の検討会では解散も1つの選択肢との方向性が出ている。地縁団体への移行は止めようがない。

住民税の免除については、税務当局は課税の強化の方向にあり難しい。補助金で何とかならないかとなるが、国がメニューを示すことはできない。県なり市町村で補助金をつくるこ

ともありうるのではないか。

[入会相談会]

(司会 高尾) 今から入会相談会を始める。質問者の方から質問内容を説明していただきたい後、事務局なり会場の皆様方の中から回答をお願いすることで進めたいと思う。

山口県油谷町の事例

(福村) 山口県油谷町は昭和30年に合併して成立した。合併前の旧菱海村の大字久富、新別名、川原、伊上の4地区に入会林野問題があり、伊上地区のみが入会林野整備により伊上共益会生産森林組合を設立した。

同組合の概要は、経営面積200ha、組合員300名、出資金約6,000万円、公民館を所有。問題点の第1は、法人住民税の軽減問題(県5万円、町13万円)。従来から入会林野は公民館、消防、学校建設等に貢献し、その性格は公益性格であったが、生産森林組合を設立したため県市町村民税の対象となった。組合設立で権利関係がはっきりしたため公社造林、県行造林、公共事業が他の地区より進んでいる。収益事業と言っても山林管理が主体であり公益的性格が強い。①収益事業なき非課税法人(例社会福祉法人)のような山林保護環境保護を目的とした法人設立は出来ないか。②法人税対策として組合設立時の価格から現在価格は下落している出資金額の減額は出来ないか。問題点の第2は、入会未整備の久富地区の問題である。山林経営面積688ha、構成員174名、旧村最大の優良林野を所有し健全な経営の入会集団であるが、入会権をめぐって登記名義人(97人)と非名義人の争いや登記名義人の相続等で苦慮している。

法人住民税問題

(司会) 法人住民税の軽減策を行っているところはないか。

(牧) 税理士事務所の職員だが、うちの事務所が取扱う法人100件の内赤字が80件だ。資本金1,000万円以上の法人は均等割県民税5万円、町民税13万を払っている。一般法人が支払っているのになぜ生産森林組合だけ免税措置との議論になれば難しいのではないか。現実的には免税、減税措置より補助金による助成措置がベターと思う。

(佐賀県生森協) 武雄市内の12の生産森林組合の指導をしている。入会整備から生産森林組合設立まではよかつたが、法人税を納入する段になり意欲が減退した。苦しいところばかりだが組織は維持する覚悟である。法人税の捻出の方法としては、①各組合員から徴収、②町内会からの借り入れ(町内会では金は返ってこない意識)、③公共事業の補助金を基金とする、などが考えられる。

(泉) 林野庁は生産森林組合の実態を知らないと言うが、林野庁の経営課長は生産森林組合の税金について、これが一番の問題と認識し、当時から支援交付金で何とかやれないかの話をしていた。生産森林組合については、歴史的使命は終ったとの意見もあったが、林野庁は、いつか活用できる時代になるかもしれない制度をいじらない、という考えであった。

森林活動活性化支援交付金で税金はカバーできるはずだ。現実はどうなのか。森林組合側が取ってしまっているのか。生産森林組合でも考えてみたが、利用できなかったのか。

(豆田) 交付金はありがたく活用している。ただ該当するのは 100ha 中 20 ~ 30ha しかなく、いつまで続くかという危機感もある。

(司会) 法人住民税の均等割金額を抑えるため出資金の減額が出来ないかとの質問に対して意見はないか。

(豆田) 当初現物出資の額から現在の価格に応じて総会で議決し減額したことがある。

(司会) 具体的には出資 1 口当たりの減額の定款変更の手続きで可能また出資金の持ち口数の払い戻しの方法もあるのではないか。

(福村) 現在の出資金は土地と立木で 6,000 万円近いので 1,000 万円以下に落とすことは不可能ではないかと考えている。今後検討してみたい。

入会地の登記

(司会) 次に入会整備しない集団に対し入会整備の可否についての意見をお願いしたい。

(中尾) 昭和 41 年入会林野近代化法施行以来、入会整備に際し個人分割は非常に危険である、生産森林組合を作ったらよかろう、と助言してきた。今は、入会林野を整備しないでいかに入会林野を守るかが問題ではないか。

一般的に登記に対する認識が間違っている。例えば 20 名で登記すると形式上は 20 名の共有となるが、実際は入会地であれば 20 名という集団の所有である。入会地であるかどうかは登記に関係なしに実態で判断される。昔はこれがはっきりしていたが、昨今かなり崩れ、入会地であるかの判断は難しくなっている。部落有地、村持、共有地などは全部入会地と考え差し支えない。たとえば、古い土地台帳で総代〇〇となっているものが多いが、総代では登記が出来ないため個人の名前になる。これは入会地の場合、登記名義人を部落から委任されていると考えてよい。だから委任された人が亡くなれば、新たに委任する者を選択すればよい。現在の登記名義人と全員が公正証書で〇〇の名前にすると、名義を 5 年間で変えるとかにしておけば、当面の問題は防げるのではないか。

(江渕) 入会部落の調査で、何か悩み事ありませんかと聞くとほとんどが登記の問題だ。入会権は、登記に関係なく対抗できる、民法に定められた権利としては最も強い権利だが、入会集団の人たちは集団名義の登記でないことを気にしている。それで、地縁団体に関する地方自治法の改正の直後から地縁団体名義にしたいと言うところが出てきた。人の出入りがないところであればそれでいいが、安定的状況が未来永劫続くとも言い切れないで、地縁団体はいかがなものかと言つても判つてもらえない。

入会林野近代化法が制定されるとき、なぜ入会林野の近代化という言葉になったのか。近代化の意味は入会権の消滅だ。林野庁、民法学者とも入会権とは遅れたもの過去の遺物であって、いずれは解消しなければという意識があったのではないか。私は、入会林野近代化法ではなく「入会地盤所有権の整理に関する法律」(入会権消滅まで行かず、入会林地盤所有の無効な登記を法の力によって禁じる法律)に留めておけば良かったのではないか、そういう感触を持っている。

(中尾) 昭和 30 年代後半からの高度成長期に山をもっと利用しようとしたが、売買、地上権設定あるいは担保権設定が出来なかった。入会地であることが高度利用の障害になって

いるとの意見もあった。昭和 40 年代始めに入会コンサルタントで各地を廻ったが、部落の人はの要望は「自分たちの名義にしたい。出ていった人たちの名義が不安。部落のままや市町村に無理矢理統一させられたところは元に戻してもらいたい」などだった。生産森林組合を作った場合も実態は入会林野とほとんど同じという所が大部分ではないか。登記名義を自分たちに変えただけで、入会地をどうしようかと考えたところは私の知る限りではほとんどない。

入会農地の近代化

(司会) 次の質問に移りたい。

(村本) 1 つは、鹿児島県では藩政時代から門割制度があり、これに由来する入会農地、森林が多い。農地も山林と同じように入会林野近代化法で整備して良いということだが、農地法第 3 条で農地の取得は農業委員会の農業者名簿に記載されている農業者でなければ取得できない。しかし、入会農地の場合単なる名義の変更だから農業者でなくても出来ると思うがどうか。第 2 の質問は、元々の入会農地に地目の変更をせずに住宅を建てたが税務当局に知れてやむを得ず地目を宅地に変更した。牛舎とか農業振興のため使われているものは入会整備として採択しているが、半分住居、半分は農産物の選果所に使われている時など迷うことがある。宅地は全てカットすべきではないかとの意見もあるが、その点はどうか。

(矢野) 鹿児島の門割制度について以前に入会林野研究会で市来町橋口さんが市来町では門割制度に伴う多数の共有名義を整備するとき入会林野とみなしてやった(農地を)。

(中尾) 第 2 の質問に対し、部落有地ですし農林業ですから法人として生産森林組合にすることも出来るし農事組合法人とすることもできるので農地は問題ない。宅地の場合、公民館では出来ないが、組合事務所としてならよいとしてやったことはある。

(牧) 入会林野近代化法の性質を県や国はきちんと入会集団や権利者に説明しているのか。促進法でなく、助長法だと説明することが必要ではないか。行政はどう考えているのか、

(高尾) 県の立場から、入会集団に対する説明はしていない。実態として、以前は入会整備を他がやるから自分もということで入会整備に着手した傾向があり、整備途中の入会集団を多く抱えている。国からは整備中のものは早く処理しなさいとの指導はあるが、県としては入会集団に積極的に働きかけることはしていない。

整備の動きのあるのは何か問題があつて必要性に迫られている入会集団であり、他の集団においても何か問題が起きたときには重点的に指導するという考えである。

終わりに

(森) 九重町では入会林野整備を一所懸命に促進して生産森林組合、農事組合法人を設立した。法人税の問題はどこの組合でも大変だなと思っている。

今回、村落環境研究会が設立されたが、町の対応を訪ねたところ町としては承知していなかった。研究会としても入会林野を整備した地域の市町村に対し、ぜひ参加の要請をお願いしたい。

(中尾) 法律制定当時入会林野整備とは何か判らなかった。そこでみんな集まって研究会をやろうと言うことになり第 1 回を九重町で開催した。

入会整備事業もほとんど終わったが、入会林野を取り巻く問題、特に環境問題、は色々問

題があるから有志が集まり研究会をやろうということになった。

私も 80 歳になるが、弁護士として入会の問題に取り組んでいる。南は鹿児島から北は盛岡まで多くの問題があり、いろんなケースを勉強している。もし皆さん方から相談があれば、会員としてご期待に沿いたいのでよろしくお願いする。

[投稿]

生産森林組合をめぐる 2 つの問題

森林誌研究所代表理事 堀 正絢

1. はじめに

生産森林組合は、森林の共同経営を目的として、森林組合法に基づき設立された生産協同組合法人である。森林組合は組合員の森林経営の一部の共同化を目的とするが、生産森林組合は組合員の森林経営の全部の共同化を目的とする。すなわち、生産森林組合は小規模な森林所有者が資本と労働と経営能力を提供しあって経営規模を拡大し、効率的で持続的な森林経営を行うことを企図して制度化されたものであるが、現実には入会林野近代化後の受け皿として設立されたものが圧倒的に多い。

2001 年現在で 3428 組合、経営森林面積は 363 千 ha に達する。生産森林組合の中にはこれらの林地を公社・公団造林に提供し、分収金の交付が日程に上っているところも徐々にではあるが現れている。また、事業実行能力の低下や収益性の悪化を理由とする解散も目立っている。

本報告では、生産森組の当面する 2 つの問題、すなわち (a) 分収造林収益金の課税問題と (b) 解散の動向と解散後の権利関係について検討する。

なお、念のため本論に入る前に生産森組制度の概要について見ておこう。

(1) 事業

- ①森林の経営及びこれに付帯する事業
- ②環境緑化木又は食用きのこの生産
- ③森林を利用して行う農業
- ④前 2 項に付帯する事業

(2) 組合員

- ①組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する者
 - ②組合の地区内に住所を有する個人で林業を行う者又はこれに従事する者
- で、定款で定める者。

(3) 組合の事業と組合員との関係

- ①組合員の 2 分の 1 以上はその組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。
- ②組合の行う事業に従事する者の 3 分の 1 以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

(3) 剰余金の配当

- ①組合は、損失を填補し、準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。
- ②組合の剰余金の配当は、年 10 パーセントを超えない範囲内において払い込み出資額の割合に応じて（出資割配当）、又は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて（従事割配当）しなければならない。

2. 分収造林と従事割り配当の損金算入

(1) 従事割り配当

協同組合では、未処分剰余金を利用に応じて配当した場合、その額を当期末処分利益から損金として控除することが認められている。同様に、生産協同組合では従事に応じた配当（従事割配当）についての損金処理が認められている。

したがって、出資組合員の共同労働を原則とする生産森組ではその利益を労働に応じて分配し、これを法人所得から控除することが認められているのである。ただし、これには同法人が共同労働を原則とし、第3者を「雇用して事業を営むことの無い場合に限る」という制限が付いている。このことを組合員の「常時従事義務」と表現しており、多くの生産協同組合法人では組合員の従事が3分の2を下回らないこととされているが、生産森組ではこの条件が緩和され2分の1とされている。

生産森組では、その事業実行に必要な労働量の半分以上を組合員の出役によって実施している場合には、法人税法上、木材販売収益を主たる内容とする当期末処分利益から組合員への従事割り配当分を損金として処理することができるのであって、生産森組制度の大きなメリットである。

なお、2001年度に当期末処分剰余金を計上した生産森組は1367組合（44%）で、総剰余金額は115億5,849万円（1組合平均845万円）である。県別では兵庫県の114組合、15億8,141万円（1,387万円）、岐阜県の77組合、13億0,218万円（1,691万円）、京都府の100組合、11億2,636万円（1,126万円）などの順である。このうち従事割り配当は92組合、2億9,896万円にすぎない。他方、未処理欠損金は1453組合（46%）で25億5,324万円（△176万円）である。

(2) 分収造林分収金は「地代」か「林業収益」か

生産森組では従事割り配当は「給料、賃金、賞与その他これららの性質を有する給与というような意味合いで労働の対価ではないので、その多少にかかわらず……当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される」（昭和43年の国税庁直税部長の回答、公有林野全国協議会編「入会資源活用促進対策事業関連通達集」1987年）ことは周知のとおりである。

しかし、この場合「その剰余金が……林業経営により生じた剰余金からなる部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等により生じた剰余金はこれに該当しない」（法人税基本通達、1969年）ため、生産森組を土地提供者とする分収造林の分収金の取扱について、これを林業経営の収益と見るかあるいは「地代」と見るか、議論があるようである。

もし、分収造林の土地提供者分収を「地代」とすれば、従事割り配当額は損金に算入されず、課税対象となる。一方、「林業経営の収益」と見ることができれば、損金に算入によって課税額を大幅に軽減できるわけで、影響が大きい。

そこで、本節では生産森組にかかわる分収造林契約書において土地提供者がどのように位置づけられているかを検討することによって、分収造林配当金の性格及び従事割り配当の損金算入の条件を明らかにする。

(3) 分収造林契約の実態

西日本各県から提供を受けた生産森組にかかわる分収造林契約書を時期別に造林者及び

造林木の所有形態を整理すると表のとおりである。

① 土地権設定契約

分収造林契約の内容は前期を通じて地上権設定契約であり、土地提供者に造林者の地上権の登記を義務づけている。分収造林では、長期にわたり造林者による土地の排他的利用が必要であることから地上権を設定することによってこれを確保しているのである。しかし、後述のように分収造林では、土地提供者は造林木の共同所有者である場合もあり、かつ造林地の管理義務が課せられているのであって、地上権による排他的利用には留保が必要である。

表 分収造林の造林者と造林木の所有形態

時 期	総 数	造林木の所有形態			造林 者			
		共 有	造 林 者	不 明	公 社	県	市町村	そ の 他
1958 年以前	8 (100.0)	—	1 (12.5)	7 (87.5)	—	8 (100.0)	—	—
1958～1966	9 (100.0)	4 (44.4)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (22.2)	8 (77.8)	—	—
1966 年以降	24 (100.0)	20 (83.3)	3 (12.5)	1 (4.2)	12 (50.0)	7 (29.2)	4 (16.7)	1 (4.2)
合 計	41 (100.0)	24 (58.5)	5 (12.2)	12 (29.3)	13 (26.8)	23 (56.1)	4 (9.8)	1 (2.4)

② 土地権契約の期間

第1期はすべて50年以上、第2期は50年以下が67%，50年以上が33%である。第3期には40年以下が25%，41～50年が46%，51年以上が21%等である。

③ 造林者

第1期はすべて県行造林、第2期も公社造林が1件のみで他は県行造林。第3期は公社造林が50%に達し、県行29%，市町村行4%などである。

④ 分収歩合

50：50から80：20まで様々であるが、多くは60：40ないし70：30である。

⑤ 造林木の所有者

第1期には造林木の所有者についての規定を欠くものが多い。第2期は「造林木共有」と規定無しがともに44%で、造林者所有は1件だけである。ところが第3期になると「造林木共有」が83%に達し、「造林者所有」は13%にすぎない。

要するに、分収造林特別措置法以前の第1期には、民法の地上権の原則に則して造林木の所有者は地上権者の単独所有を原則としていたが、同法施行後の第2期には、同法の造林樹木の造林者と土地提供者との共有という趣旨を反映して、共有とする事例が増加した。さらに、入会林野近代化法以後の第3期は、生産森林組合数の増加やこれらによる分収造林への土地提供の増加もあって「共有」の事例が圧倒的に増えているのである。

⑥ 持分の処分

持ち分処分については相互承認を条件とする例が少なくない。すなわち、第1期にはそ

の事例はゼロであるが、第2期には5件（56%）、第3期には10件（42%）の事例がある。

⑦ 土地提供者の森林管理協力義務

土地提供者に対し森林管理への協力を義務づける事例は、時期を問わず多い。すなわち、なんらかの形で協力義務を規定しているのが第1期6件（75%）、第2期5件（56%）、第3期20件（83%）を占めている。

（4）分収造林契約の性格

① 造林木の共有

分収造林特別措置法は、拡大造林による人工林の拡大を目指して昭和33年に制定（昭和33年法律第57号、以下「法」）され、昭和58年に分収育林に関する規定が追加され、名称も分収林特別措置法に改められた。

さて、「法」では分収造林木は契約当事者の共有とし、共有持ち分の割合は分収割合に等しいと規定されている（「法」第2条第1項）。すなわち、

4 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係わる造林による収益を分収

5 ……契約事項の実施により植栽された樹木は、契約当事者の共有

6 前号の場合における各共有者の持ち分の割合は、第4号の一定の割合と等しいと定めているのである。

そして、この規定の意味するところについて「農林法規解説全集」は、

ア 契約当事者の分収権を物権的に保護していること

イ 契約当事者の全部が造林地の利益及び損失を分担する（共同事業者であるという根拠付けを共有という形で明確化）

ウ 共同事業者であるということが所得税法上、自分の山に造林する場合と同様の取り扱い（＝山林所得）をする一つの根拠

と述べている。

② 共有物の分割請求の特例

また、「法」は分収造林の造林木共有には民法の共有の規定を適用しないと規定している。すなわち、

第4条（民法の特例）分収造林契約又は分収育林契約に係わる共有樹木については、民法第256条第1項（共有物の分割請求）の規定は適用しないと定められているのである。

ところで、共同所有の形態には「総有」「合有」及び「共有」の3形態があるが、このうち「共有」とは、

ア 各共同所有者が共有物の管理と収益をする機能をもった一個の所有権（持分権）を有し、

イ これを自由に処分することができ（持分処分の自由）、

ウ いつでも共同所有を終了して単独所有に移行する権限（分割請求の自由）

を持つものと理解されるが、分収造林にかかる樹木の共有はこれとは異なっている。

それは、「分収造林のように数十年にわたる契約について分割請求権が行使されると、契約の目的の達成に支障が生じるという問題がある」からである。その意味で、「組合財

産にあって、持ち分の処分を制限し分割請求を禁止」（民法第676条）しているのと類似の性格を持つと考えられるのであって、共同所有形態の「合有」に該当すると考えられる（「農林法規解説全集、民有林野編下」1592頁）。

③ 分収造林木の共有の意義

このような同法の「分収造林木の共有」という特例について、中尾英俊氏は「立木共有には法律構成上問題がある」（『林業法律』農林出版、1974、69頁）とし、その理由を以下のように説明している。すなわち、「分収造林契約は他人の土地において造林するものである以上、その造林木は造林者の単独所有とすべきである。これは他人の土地に建てた建物が土地所有者との共有とはならず建築した者の単独所有となるのと全く同一の理由である」（『同』70頁）。

しかし、「分収造林では土地所有者は地元にいることが多いから、保護管理を委託されることが少なくない。造林者としても、ある程度保護のことなど、土地所有者に委ねた方が得策なのである。また土地所有者から造林者に対して経営上の発言がなされる場合もある。このようなことは何れも伐採収益からの分収分の多からんことを目的としてなされるのである」（塩谷勉『分収造林の知識』森林資源総合対策協議会グリーン・エイジ編集室、1963、91頁）から、地上権によって建物を建てる場合とは必ずしも同じではあるまい。樹木は毎日成長する植物であり、日常的な保護管理の有無が生育に及ぼす影響は小さくないし、その状況によって収穫（伐採）時の収穫量や販売金額に大きな差が生じるからである。

（5）小活－従事割り配当の損金算入をめぐって－

① 「造林木の共有」の場合

分収造林契約において、分収造林木が契約関係者（造林者、資本提供者及び土地提供者）の共有とされている場合は、その分収造林事業はこれら関係者の共同経営であると考えられる。したがって「分収金」は経営に対する報酬であり、これを原資とする従事分量配当は、これを損金に算入することについては問題がない。

② 管理協力義務の意味

分収造林地の管理に対する協力義務の内容は、森林火災、病虫害、盜伐、労務調達等にわたるが、これらはいずれも造林木が健全に成熟するかどうかにかかわるきわめて重要な業務であり、本来、新植、保育作業と同様に、森林經營者によって担当されるべき部分である。ところが、分収造林では森林管理業務が土地提供者の義務とされている。

つまり、土地提供者は造林木の成林に深くかかわっているのである。その働き無しには造林の成果も得られないと言う意味で、土地提供者は共同経営者に近い立場にあるといえよう。したがって、管理協力義務の規定のある分収造林契約の場合、さらに造林木共有の規定がない場合でも、土地提供者取り分には共同経営者としての果実も含まれているとみるべきであろう。

③ 造林木共有及び管理協力義務をともに欠く場合

福岡S.38はこれらを共に欠いている。この場合、土地提供者の取り分を、共同経営者としての果実と見ることは難しい。もし契約変更が可能であれば、事前に共有に変更すべきであろう。

3. 生産森林組合の解散動向と解散後の諸問題

(1) はじめに

生産森組は、森林経営をめぐる厳しい状況の長期化とともに、組合員の高齢化や離村の増加、若齢林に偏った林齡構成の制約、さらには法人住民税の課税強化等の中で存続が困難となり、解散の動きが強まっている。

本報告では、まず生産森組の解散動向と解散後の林野の所有形態を概観し、ついで解散後の林野の管理形態を事例調査に基づいて検討し、解散によって新たにどのような問題点が生じているかを考察する。

(2) 生産森林組合の解散動向

林野庁の『森林組合統計』によると、平成7年度の生産森組の設立組合数は3474組合であるが、13年度には3428組合と46組合の減少となっている（表-1）。

これを地域別に見ると、平成13年度における生産森組数は、近畿の754組合がもっとも多く、ついで中部692組合、九州576組合、東北409組合、中国381組合などである。また、これを平成7年度と対比すると、九州の40組合減がもっとも多く、ついで中

表-1 地域別の生産森林組合設立数並びに解散組合数及び解散組合の平均規模

地 域	設立組合数			解 散 組合数	解散組合の1組合平均			
	H7年	H13年	増減		組合員	出資金	森林面積	借入残
総 数	3474	3428	-46	104(3.0)	60.1	4,199	32.9	54 2,717
北海道	7	5	-2	2(28.6)	112.5	4,187	141.5	0 —
東 北	409	409	0	6(1.5)	54.0	1,923	40.5	0 —
関 東	124	125	+1	1(0.8)	13.0	2,527	10.0	0 —
中 部	699	692	-7	14(2.0)	148.1	2,813	24.6	5 1,357
東 海	181	187	+6	2(1.1)	24.5	2,315	65.5	1 3,591
近 畿	746	754	+8	7(0.9)	49.9	8,649	75.7	2 402
中 国	393	381	-12	20(5.1)	64.8	4,620	18.5	10 1,918
四 国	299	299	0	1(0.3)	26.0	?	?	?
九 州	616	576	-40	51(8.3)	37.2	4,179	29.0	36 3,232

資料：設立組合数は「森林組合統計」各年度版、解散組合は都道府県提供資料による（山形県を除く）。

注：1)解散組合数は平成7年～13年（一部15年まで）の累計。

2)単位は、組合数：組合、組合員：人、出資金：千円、森林面積：ha
借入残：左欄は借入残のある組合数、右欄は同残高で千円。

国の12組合減、中部7組合減などがあるが、逆に近畿、東海及び関東ではわずかに増加している。しかし、この間には新規設立もあると思われるので、解散した組合数はこれ以上回るものと考えられる。

そこで、全国の都道府県の生産森組担当課に平成7年以降に解散した生産森組数を照会したところ、104組合に達した（表-1、山形県を除く）。

地域別では、九州が51組合と最も多く、全体の49%を占め、ついで中国の20組合、中部の14組合の順である。また、平成7年の組合数に対する割合は、全国平均は3.0%であるが、北海道を除くと、地域別では、やはり九州が8.3%と最も高く、以下、中国5.1

%、中部2.0%の順である。

解散組合数の推移を年度別に見ると、平成7年以降に順次増加し、平成10年に11組合、11年に16組合、そして平成13年には23組合とピークに達した（表-2）。このように平成10年前後に解散が急増した要因として、若齢林に偏った經營森林の林齡構成の制約、木材価格の長期的低迷や組合員の高齢化等の他に、住民法人税の増税が影響したものと考えられる。

表-2 生産森林組合の解散の動向 (組合)

総数	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
104	5	9	9	11	16	16	23	9	6

資料：都道府県提供資料により作成（但し、山形県を除く）。

注：平成7～13年度について照会したが、一部に平成14、15年度も含まれており、それも計上している。

なお、解散組合の概要を1組合平均規模で見ると、組合員数60.1人、出資金4,199千円、森林面積32.9haである。いずれも生産森組の全国平均（91人、10,163千円、116ha）を大きく下回っている（前掲表-1）。とりわけ、解散組合の多い九州及び中国では經營森林面積が小さい。

また、解散時に長期借入残のある組合が52%にあり、その平均残高は2,717千円である。九州では解散組合の71%に借入残があり、その額は3,232千円に達する。中国は50%で、残高平均は1,918千円、中部は36%で1,357千円である。借入先は、組合員または生産森組と関係の深い集落という例が多く、解散に際してはこれらによる債権放棄あるいは地縁団体による肩代わりが行われている。いずれにしても、借入残の有無及び残額の多寡は解散組合数と密接に関連しており、生産森組の運営資金の組合員や関係集落からの借入金が限界に達していることを示唆していると言えよう。

(3) 解散後の森林の所有形態

生産森組の經營森林は、解散後といえども健全に管理されなければならない。解散後にどのような形態で管理されるかは重要な問題である。

表-3は生産森組經營林の解散後の所有形態を見たものである。各県に照会する際に解散後の所有形態を例示しなかったため、例えば地縁団体についても「区」や「自治会」などと記入したものがあるなど様々であったが、同表では「区」を地縁団体に含めて作成している。

解散後の所有形態は、地縁団体37%と記名共有22%に大別される。自治会及び共済会はいずれも地縁団体と同じ性格のものと思われるが、これらを加えると地縁団体は43組合、41%に達する。市町村は寄付によるものが主体で売却は一部であるが、寄付に際して生産森組の関係者がどのような条件を付けたかあるいは付けなかつたかは分からぬ。

記名共有には、組合員全員名義と代表者名義がある。大半が所有者全員による記名共有と思われるが、その内訳は分からぬ。個人配分は、組合員に無償あるいは有償で分配される。

したものである。売却の相手方には、生産森組の組合員、会社、森林組合、県及び市町村などがある。

表-3 生産森林組合解散後の経営森林の所有形態 (組合, %)

総数	地縁 団体	自治 会	共済 会	市町 村	記名 共有	個人 配分	売却	任意 団体	社寺	その 他
104	38	4	1	8	26	4	15	4	2	1
100.0	36.5	3.8	1.0	7.7	25.0	3.8	14.4	3.8	1.9	1.0

資料：都道府県提供資料により作成（山形県を除く）。

(4) 解散後の森林の管理形態－事例調査から－

A 記名共有（Tの里山を守る会）

① 設立とその後の経緯

T生産森組は、昭和52年に旧来の町有名義の入会林野を近代化して設立され、経営森林面積9ha、当初の組合員数は29名、出資金は1組合員当たり5万円であった。

設立以来、組合員の出役によりスギ及びクヌギの植林、保育を行ってきた。クヌギ林については、シイタケ生産の最盛期には立木販売によって1組合員当たり3万円を配当したことわざったが、その後は全く配当をしておらず、クヌギ立木販売収入も組合運営費と脱退者への出資金払い戻しで精一杯であった。

出役日数は当初は7日／年・人に達したが、近年は2～3日／年・人に減少した。しかし、サラリーマン化や寡婦世帯化のため出役できない組合員が増加し、設立以来の脱退者数は17名に及んだ。脱退者への払戻金は、「出資金十日当額＊組合員年数」とされてきたが、最後の2名には財政状況から出資金だけしか払戻しきれなかったという。

② 解散の理由と解散後の森林の所有形態

平成14年5月18日の総会で解散決議が行われた。

ア. 解散の理由

- ・組合員の高齢化、サラリーマン化による後継者不足のため組合員が減少
- ・経営山林について、今後の収益が見込めず運営費の負担が困難

ウ. 清算人の選出

- ・3名

イ. 解散後の森林の管理

- ・解散時の組合員による共有森林として登記し、維持する

さらに、同年6月3日に知事宛に精算森林組合解散決議認可申請書を提出し、6月11日に認可された。長期借入残高が2,783千円あり、残余財産との相殺で残った残存欠損金1,163千円は、組合員が出資口数に応じて負担した。

③ 解散後の森林の管理形態

解散後、12名の共有名義で登記された。12名の共有者は、植林地を保育し、地域の水源を保全するために「Tの里山を守る会」を組織し、会則を制定している。その要旨は次のとおりであるが、離村失権や譲渡禁止（第4条）など入会林野としての考え方方が色濃く残っている。入会近代化法に基づいて入会関係を解消しており、有効性に疑問があるようと思われる。また、過半数による議決（第6条）についても有効性が問題となろう。

（目的）

第1条 Tの里山の保全について、基本理念を定め、土地所有者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するため必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な地域づくりの形成に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、保全すべき里山の土地所有者12名（持分登記権利者）とし、本会の目的達成のため等しく責務を負う。

（加入・脱退・氏名、住所変更）

第4条 本会の加入・脱退について、次のとおり定める。

- 1 新たな加入は認めないが、相続権が発生した場合、被相続人の同意により、90日以内に書面によりその旨を申し出なければならない。・・・
- 2 会員は、持分について前項の規定を除き、会員以外に譲渡することはできない。ただし、本会の目的に賛同するT区住民についてはこの限りでない。
- 3 会員は、持分を放棄して本会を脱退することができる。・・・
- 4 （略）
- 5 会員が、1年を超えて目的達成の責務を怠り、若しくは3年以上所在が不明の場合、また、本会の連絡・通知が不可能な場合において、それぞれの期間が経過したときは、持分の所有権を放棄したものとみなし、権利は他の会員全体に帰属するものとする。
- 6 全3項の脱退者に対し、本会は拠出金50,000円を支払うものとする。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長、副会長、会計 各1名

（会議）

第6条 本会に次の会議を置き、会長が招集する。

- 1 ・・・。総会は、会員の過半数が出席して成立する。議決は、その過半数により決定する。但し、会則の改正は、会員の過半数が出席し、3分の2以上の賛成を必要とする。

（会計）

第6条 本会の会計について、次にとおり定める。

- 1 ・・・
- 2 本会の運営費は、会員の拠出金、行政・各種補助金、その他の方法により充当する。
- 3 本会の保全活動において、特定の業務に従事した場合、1日の単価7,000円を支払う。・・・
- 4 本会の全会員が責務を負う保全活動に従事しなかったときの違約金は、毎年総会で決定する。

B 代表者3名共有（U水源保安林共有地管理組合）

① 設立とその後の経緯

U生産森組合は、九重町の学校林5.4haを地区住民27戸の平等出資によって購入し、これを現物出資して昭和50年に設立された。農協から借り入れた購入代金4,200万円は、組合員が年5万円ずつ6年間にわたって返済した。なお、同地区は、この学校林に対して特段の権利を保有しておらず、学校林が同地区の入会林野であったとは言い難い。

生産森組合の設立後、300万円の間伐収入があり、これを組合員に配分したのを最後に収益はあがっていない。逆に、平成3年の台風で被害があり、被災跡地の造林・保育に追われてきた。そのため、運営費は出不足金でまかない、法人税等の支払いは組合員からの借入に依存している。

② 解散の理由と解散後の森林の所有形態

平成 10 年 5 月 18 日の総会で次のとおり解散決議が行われた。

ア. 解散の理由

- ・台風灾害、木材価格の下落等で経営が成り立たない
- ・組合員の高齢化、後継者の関心の低下
- ・伐採可能な森林が無く、従事割り配当も困難。法人住民税の支払いがやっと

イ. 解散後の所有形態

- ・解散時の組合員 27 名に均等分配（持分 27 分の 1）

ウ. 清算人の選出

- ・3名

同年 8 月 3 日に知事宛に生産森林組合解散決議認可申請書が知事宛に提出され、さらに、同年 11 月 20 日の臨時総会で清算事務報告書（正味負債 2,130 千円を組合員の平等負担、残余不動産の分配）を了承し、平成 11 年 1 月 8 日に知事宛に精算森林組合生産完了届を提出した。

③ 解散後の森林の管理形態

解散後の所有形態は 27 名共有であったが、これを登記原因「委任の終了」によって 3 名共有に変更し、当該森林の管理組織として「水源保安林共有地管理組合」を組織し、規約が決定された。その要旨は次のとおりであるが、下線の部分には、家単位の権利（第 4 条）、譲渡禁止（第 6 条）、離村失権（第 9 条）など入会林野としての色合いの濃い項目が目立っている。

しかし、同組合が入会近代化事業を行ったかどうかはっきりできなかった。近代化を行ってなければ、もともと入会関係になかったとも言えるわけで、規程の有効性に疑問が生じる。学校林購入後、新たに入会関係が発生したとすれば、現在も入会関係は存続していることになり、規程は有効だと言えるかもしれない。

（組合構成員）

第 2 条 本組合の組合員は、前期土地につき、平成 10 年 11 月 10 日現在の権利者 27 名により構成される。

（権利、義務）

第 3 条 本組合の組合員は、それぞれ平等の権利、義務を有する。

（相続加入）

第 4 条 組合員の新たな加入は認めないが、組合員が死亡し、その相続人であつて（相続人數人ある場合は相続人の同意をもつて選定された一人の相続人）・・・組合に加入の申し出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものと見なす。

この場合、加入者は被相続人の有する権利、義務を承継する。

（持分譲渡禁止）

第 6 条 組合員は、その持分を組合員以外に譲渡することはできない。但し、組合員一人が二人分の持分を持つことができる。

（脱退）

第 7 条 組合員は、その持分を放棄して、組合を脱退することができる。この場合、書面をもって組合に申し出るものとする。

第 8 条 組合長は、前条の申し出があった場合は、速やかに役員会を招集し、役員の過半数が出席し、その過半数以上の同意があったときはこれを承認する。

右、脱退の場合、右の役員会において決定した額の脱退金を支払う。・・・

第 9 条 組合員を含むその世帯員全員が他の地区に転出の場合は、当該組合員は持分権を放棄するものとし、その持分権は他の組合員全員に帰属する。この場合、組合は前条の

規定による額の脱退金を支払う。

（役員）

第 10 条 この組合に左の役員を置く。

- 1 組合長 1 名と、役員 4 名。組合長は役員を兼ねる。
- 2 役員は、総会において選任する。

（管理、出役）

第 15 条 この組合の管理、出役に関しては、次のとおりとする。

- 1 出役は平等とし、各組合員の家庭における労働力の強い者を出役させる。
- 2 前項の規定に反する場合は、歩合を付しその差額を徴収する。
- 3 中学卒業以上の男子を以て 1 人役とし、それ以下は女子と同等とする。この場合、女子は 7 分とする。

（除名及び義務不履行による共有権の帰属）

第 17 条 組合員が 10 年を超えて、この組合に対する義務の履行を怠り、若しくは 10 年以上所在不明にして、組合の通知、連絡不可能な場合、これらの組合員は、10 年を経過したとき、この組合を除名する。さらにこれらの者は表記土地の共有権を放棄したものとみなし、その共有権は他の組合員全員に帰属するものとする。

（共有地の代表者登記）

第 18 条 共有不動産は、代表者 3 名の登記名義とし、代表者名義の交替は次による。

- 1 代表者が 74 歳を超えたとき、又は死亡したとき。
- 2 . . .

3 相当な理由により交替が必要であることを、組合が認め決定したとき。・・・

（代表者登記名義人の私的権利行使の禁止）

第 19 条 代表者は共有不動産について、一切、私的権利の移転、設定等の行為をしてはならない。・・・

C 地縁団体（T 共済会）

① 設立とその後の経緯

T 生産森組は、昭和 50 年 5 月に設立登記され、白浜町名義の区有入会林を入会林野近代化法に基づき、同組合に移転登記したものである。森林面積 53ha、組合員数は 62 名であった。

設立後、林道開設にかかわって受益者負担金を負担したこともある。森林経営については、所有森林の 70 % を分取造林に提供しているため、直営事業を行える状況はない。

収入が全くない中で、組合運営に係わる業務費、法人税等の諸経費は組合員への負担金で賄ってきた。

② 解散の理由と解散後の森林の所有形態

ア 解散の理由

- ・林道負担金、諸税、組合業務費の組合員負荷への批判の強まり
- ・分取林伐採分取金による長期借入金（組合員付加金）の返済

イ 解散後の所有形態

- ・地縁団体（T 共済会）に譲渡

③ 解散後の森林の管理形態

T 生産森組は、平成 7 年 1 月に臨時総会を開催し、解散を決定した。また、同地区では地方自治法 260 条の 2 の「地縁による団体（T 共済会）」の設立を議決している。

同年 6 月に知事に生産森組の解散認可申請書を提出し、知事の認可を受けた。これを受けて町長宛に「地縁による団体（T 共済会）」の認可を申請し、認可を受けて T 生産森林

組合の資産及び負債の全ての権利義務を同会に引き継いだ。

T共済会の規約の要点は次のとおりであり、個人を会員とすること、地区住民の加入を拒否できないことなど、入会林野とは著しく異なっている。

また、地縁団体は法人住民税は課税されないが、「収益を挙げた年は法人税が課税される」とされており、従事割り配当ができないことを考えると、税制上、果たして税制上有利かどうか問題のあるところであろう。

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1)保有資産(山林)の維持管理

(2)公共事業及び文化活動に対する援助

(3)高齢者福祉の援助

(4)天災恐慌、その他非常災害の際ににおける罹災者の救護

(5)その他本会発展のために必要と認める事業

(区域)

第3条 本会の地域は、△△の〇〇番地から〇〇番地までとする。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(4) 生産森組解散後の諸問題

以上、生産森組の解散動向と解散後の森林管理の事例を見てきたが、最後にそれをまとめてみよう。

A 地縁団体について

地縁団体は、生産森組の解散後の管理形態としてもっとも多い。林野の集落管理を持続しつつ、法人住民税が免除されるという点が、これが選択される最大の理由であろう。また、今後も大きな販売収益は期待できないであろうというあきらめも大きい。

事業内容も共同体として伝統的に行われてきたものを中心としており、その意味で違和感はない。しかし、それが地方公共団体と根本的に異なる点は、その収益に対して所得税が課されることである。地縁団体では、収益が公共事業や罹災者救済等にしか活用できないとしても、間接的には旧来の権利者に還元されるので理解を得やすいと思われるが、所得税課税についてはどうであろうか。生産森組では、事業収益は従事割り配当となり、それが損金算入によって収益から控除されるため、法人所得税はほとんどゼロに近かったが、地縁団体でもこのような特典は受けられるであろうか。

B 共有名義について

共有林においても法人住民税問題が大きな契機となっているが、名義人の死亡等に伴う登記変更の煩雑さが懸念される。T生産森林組合の場合、町有名義から近代化によって生産森組になったので共有名義問題を経験していない。そのためこの点には余り留意されていないが、いずれ深刻な事態は避けられないであろう。

また、そうした事態を避けるためにTの里山を守る会の規約を定めている。管理組合は、里山の保全を目的としており、きわめて有意義と思われる。しかしその規約は、入会近代化によって入会関係を清算した「共有」にもかかわらず、譲渡禁止、離村失権などの入会林野としての色合いを強く残し、かつたまた議事は過半で決定と規程するなど、矛盾しており、紛争回避に有効とは言い難い。

C 代表者名義－委任の終了について

代表者名義の事例は多くない。また、T生産森組は記名共有から「委任の終了」により代表者3名の登記に変更し、水源保安林共有地管理組合規約によって代表者交代の規程を細かく定めているので、問題は少ないかもしれない。

しかし、規約には2つの意味で混乱があり、その有効性には問題がある。一つは、離村失権や譲渡禁止などの入会関係の規程の存在であり、もう一つは、過半数による議決という規程である。後者は、事業計画等の議決については有効でも、財産処分にかかる議事の場合は全員一致が原則であろう。

なお、入会関係の存在しない単なる町有林を購入によって取得した場合、その後に入会関係が成立するかどうかという問題もある。規約では入会関係が成立しているように見えるがどうであろうか。

(5) 小活

生産森組は、入会林野の継承組織としてきわめて良くできた組織である。ほとんどが入会の実質を維持するために設立されたといつても言い過ぎではあるまい。また、農林業生産力の維持や地域環境の保全を図る上でも地域共同体の重要性が問題となっている。入会の実質を保持することは山村地域の活性化のために不可欠の条件であり、その面でも生産森組の役割は小さくないのである。

一方、生産森林組制度の最大の問題点は法人住民税の問題であろう。しかも、それが設立後に大幅に増税されたため、負担感がとりわけ高まったという事情がある。

生産森組の維持・存続に社会的な意義があるとすれば、これを解散して共有名義にしたり、新たな組織を作ることによってではなく、存続できるような制度設計を考える方が有効なのではあるまい。

4. おわりに

森林環境、ひろく森林や水質、自然環境を含めて、の地域的管理の主体として地域集団の果たすべき役割は大きい。こうした地域集団として生産森林組合に期待するところはきわめて大きい。

しかし、生森には問題点も少なくない。

①制度的問題。すなわち法人であることに伴う問題点に集中している。具体的には、法人税(入会団体で有れば不要)、役員登記(登記費用等)及び複式簿記(技術的な難しさ)などである。しかし、これらは生森が法人としてのメリットを確保するためには避けることのできない条件であり、改変することは無理であろう。

②従事割配当と山林所得。生森における従事割配当は、地代・配当などの雑所得ではなく、山林所得であるため、5分5乗の恩恵を受けることができる。他の制度には無い得点であり、生森を維持することの優位性は高い。

③複式簿記。企業会計の複式簿記は日常的な資金循環の実態を性格の把握する方法として有用であるが、森林経営のような間断経営（長期的な無収入状態と全資産の姿態の変更を伴う一時的な収入）に適合的な会計制度とは言い難い。しかも、このような特異な資金循環のため会計責任者の能力の向上も期しがたいという問題点もある。生森に適合的な会計制度の開発が望まれる。

④間断経営、長期的無収入。生森及びその組合員集団としての集落の機能は環境保全上きわめて有用であり、これを活性化するために各種の補助金等を優先的、集中的に投入すべきであろう。そうすれば、現金フローが生じ、長期的無収入状態に伴う問題点の克服が可能になるであろう。造林補助金や森林デカッピング等の活用が望まれる。

⑤常時従事義務の緩和。前述のとおり。

これらの問題点の克服によって、生森の活性化したがって山村地域の環境保全機能の向上が期待されるのである。

（本報告は2004年03月入会林野中央コンサルタント会議で報告した）

村落環境研究会

設立趣意書

西日本入会林野研究会は、設立以来、年1回の研究会を開催し、入会林野や生産森林組合に関する問題を幅広く取り上げ、その討論の詳細な内容を「西日本入会林野研究会会報」に記録してきた。研究会は、毎回100名を超える参加者があるなど盛会であったが、入会林野近代化事業の実質的な終焉に伴って運営が困難となり、2003年の山口大会を以て解散することになった。

しかし、入会林野や入会集団に関わる問題は依然として重要である。とりわけ、地域環境や農林水産業の生産基盤の保全における地域自治組織の役割があらためて注目されるようになった。

農山村地域における土地管理等の機能集団の実態とその問題点についての議論の場の必要性が高まっているのであり、そのような要請に応えるために、あらたな研究会「村落環境研究会」を設立する。

設立発起人名簿

中尾英俊（弁護士、西南学院大学名誉教授）	矢野達雄（愛媛大学教授）
江渕武彦（島根大学教授）	松原 功（山口県入会林野コンサルタント）
西森正信（高知県入会林野コンサルタント）	高尾徳次（長崎県林務課）
岡森昭則（鳥取県郡家町史編纂委員）	枚田邦宏（鹿児島大学助教授）
堺 正紘（九州大学名誉教授）	大庭礼三（大分県天瀬町）
牧洋一郎（鹿児島市）	

設立発起人会議事録

1. 日時 平成 16 年 9 月 17 日 11 時 00 分より
2. 場所 大分県天瀬町天瀬温泉天龍荘
3. 出席者 中尾英俊 矢野達雄 江渕武彦 高尾徳次
枚田邦宏 牧洋一郎 大庭礼三 堀 正紘
欠席者 松原 功 西森正信 岡森昭則
4. 議事
開会の挨拶 発起人代表 中尾英俊
議長 中尾英俊（設立発起人会代表）
 - (1) 設立に至る経過について（別紙 1 による説明を了承）
 - (2) 設立趣意書及び規則について（別紙 3 及び別紙 4 による説明を了承。規則の表記方法について一部修正）
 - (3) 研究会で取り上げるべき課題について（別紙 5 の説明を一部修正の上了承。修正は、2. 入会林野及び生産森林組合の管理経営の項に「生産森林組合問題」を加える。）
 - (4) 04～05 年度及び 05～06 年度事業計画について（別紙 1 及び別紙 2 による説明を了承。ただし、06 年シンポジウムの開催地については「愛媛県内を希望する」とどまつた。）
 - (5) 役員選出について（会員の中から、理事 8 名、監事 2 名及び顧問 3 名を選出した）
理事 矢野達雄（愛媛大学法文学部）
江渕武彦（島根大学法文学部）
枚田邦宏（鹿児島大学農学部）
牧洋一郎（鹿児島市）
福村良一（山口県油谷町）
大村礼三（大分県天瀬町）
堀 正紘（九州大学名誉教授）
未 定（四国内から）
監事 高尾徳次（長崎県庁）
川原祥治（福岡市）
顧問 中尾英俊（弁護士、西南大学名誉教授）
松原 功（山口県コンサルタント）
西森正信（高知県コンサルタント）

村落環境研究会規則

- （名称）
第 1 条 本会は村落環境研究会と称する。
- （事務所）
第 2 条 本会の主たる事務所を福岡市中央区天神 3 丁目 10-25 に置く。
- （目的）
第 3 条 本会は、地域社会の土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。
- （事業）
第 4 条 本会は次に掲げる事業を行う。
 - 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
 - 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
 - 3 機関誌の発行およびホームページの開設
 - 4 その他目的達成に必要な事業
- （会員）
第 5 条 本会の会員は次の 2 種とする。
 - 1 正会員 年会費 2,000 円を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
 - 2 賛助会員 年会費 5,000 円を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は 3 名を限りに事業に参加する権利を有する。
- （役員）
第 6 条 ① 本会に役員として理事 5 名、監事 2 名を置き、総会で選出する。
② 役員の任期は 2 年とし、理事の互選により会長 1 名を選出する。会長は事務局長を指名する。
③ 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
④ 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- （理事会）
第 7 条 ① 本会の運営につき重要な事項は理事会において決定する。
② 理事会は、会長が招集し、議長となる。
③ 理事会は、過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。
④ 緊急時には郵送等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- （総会）
第 8 条 ① 本会に総会を置き、役員の選出、事業計画および予算、決算等の重要な事項について理事会の提案に基づき審議し、決定する。
② 総会は、会長が招集し、出席者の過半数で決する。議長は出席者の互選により選出する。
- （会計）
第 8 条 本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。
- 付則
本規則は、平成 16 年 9 月 17 日より効力を生じる。

第1回理事会議事録

1. 日時 平成16年9月17日 11時40分～（発起人会に引き続き）
2. 場所 大分県天瀬町天瀬温泉天龍荘
3. 出席者 矢野達雄 江渕武彦 高尾徳次 枚田邦宏
牧洋一郎 大庭礼三 堀 正紘
4. 議長 堀正紘を選出
5. 議事 会長・理事の互選について（議論の上で堀 正紘を会長に互選）

第1回総会議事録

1. 日時 平成16年9月17日 11時55分より
2. 場所 大分県天瀬町天瀬温泉天龍荘
3. 議事
 - (0) 議長選出 枚田邦宏を選出
 - (1) 設立に至る経過について（別紙1による説明を了承）
 - (2) 設立趣意書及び規則について（別紙3及び別紙4による説明を了承。規則の表記方法について一部修正）
 - (3) 研究会で取り上げるべき課題について（別紙5による説明を了承。）
 - (4) 04～05年度及び05～06年度事業計画について（別紙1及び別紙2による説明を了承。ただし、06年シンポジウムの開催地については「愛媛県内を希望する。）
 - (5) 役員選出について（下記の提案について了承。）
理事 矢野達雄（愛媛大学法文学部）
江渕武彦（島根大学法文学部）
枚田邦宏（鹿児島大学農学部）
牧洋一郎（鹿児島市）
福村良一（山口県油谷町）
大村礼三（大分県天瀬町）
会長 堀 正紘（九州大学名誉教授）
未 定（四国内から選出の予定）
監事 高尾徳次（長崎県庁）
川原祥治（福岡市）
顧問 中尾英俊（弁護士、西南大学名誉教授）
松原 功（山口県コンサルタント）
西森正信（高知県コンサルタント）
 - (6) 閉会

村落環境研究会の概要

- (1) 名称 村落環境研究会
- (2) 目的 農山村地域の土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって農山村地域の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。
- (3) 事業
 - ①研究会 ②見学会 ③講演会 ④シンポジウム
 - ⑤入会林野に関する相談会
 - ⑥機関誌の発行及びホームページの開設
 - ⑦その他目的達成に必要な事業
- (4) 取り上げる課題
 - ①入会権、入会紛争
 - ②入会林野及び生産森林組合等の管理経営
 - ③村落の土地・環境保全問題
 - ④その他関連する事項
- (5) 会員
 - ①個人会員
 - ②賛助会員（法人、団体等）
- (6) 地域
 - ①中国、四国、九州・沖縄
- (7) 役員
 - ①理事（10名）以内 ・会長 1名 ・事務局長 1名
 - ②監事（2名）

○役員は総会で選出
顧問（必要に応じて、会長指名、理事会で決定）
- (8) 会議
 - ①総 会 ②理事会 ③監事會
- (9) 事務所
 - ①福岡市中央区天神3-10-25 森連ビル501 F O R I 森林誌研究所内
- (10) 会計
 - ①会費 ア：個人2,000円 イ：賛助会員5,000円（3人まで参加可）
 - ②その他の収入
 - ③年度 7月1日～翌年6月30日

村落と環境 創刊号（第1号） 2005年3月18日発行
(会員配布)

編集・発行 村落環境研究会 会長 堀 正絢
住 所 〒810-0001 福岡市中央区天神3-10-25
森連ビル501 FORI 森林誌研究所内
電話&FAX 092-732-3455 振替口座 01770-9-77072
E-mail fuku-sakai@sunny.ocn.ne.jp
URL <http://fori.sakura.ne.jp/sonraku/>
年会費 一般会員 2,000円 賛助会員（団体） 5,000円
印 刷 株式会社松隈印刷
